

地域包括支援センターが
高齢者のみなさんの生活をサポートします。



貝塚市では市内3か所に「地域包括支援センター」を設置しています。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などが中心となって活動しています。

高齢者の介護・健康・福祉・医療・生活などに関する相談を受けて適切な機関等につなぎ、支援します。

高齢者の人権や財産を守るために、成年後見人制度の活用促進や、虐待の早期発見・防止に努めています。

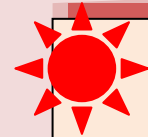
介護予防マネジメントを行うとともに、介護予防に関するサポートも行っています。

どこに相談していいかわからない悩みや心配ごとは、
まずお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

浜手地域包括支援センター 【場所】澤525-1 (ケアハウスふれあい二色の浜内)
【担当地域】 西・北・津田・二色 各小学校区
【電話】072(436)3911

中央地域包括支援センター 【場所】小瀬1丁目32-10 マンションエスピア井出103号
【担当地域】 東・南・中央 各小学校区
【電話】072(438)5206

山手地域包括支援センター 【場所】水間137-1 (特別養護老人ホーム水間ヶ丘内)
【担当地域】 木島・葛城・永寿・東山 各小学校区
【電話】072(446)5530



貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

平成29年4月1日開始

住み慣れた地域で、ずっと自分に合った生活ができるために

元気なカタも・支援が必要なカタも、ともに対象となる事業です



介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、要支援者等のさまざまな生活ニーズに対応するため、従来では介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)や、介護予防通所介護(デイサービス)により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、その他の生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにするものです。

新しい総合事業とは

新しい総合事業とは要支援認定を受けたカタや、生活機能の低下がみられるカタが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべてのカタが利用できる「一般介護予防事業」に分かれます。